

地域還元型再生可能エネルギー導入の事業化について

平成 24 年 11 月 19 日

環境政策課

1 要 旨

再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、県と中国電力グループが共同して、メガソーラー発電の事業化に取り組む。

なお、発電事業によって得られる収益は、地域に還元（不公平性^{※1}を緩和）する。（中電グループの収益の一部も地域還元を使用する。）

※1 再生可能エネルギー発電を行う事業者の利益を賦課金によって多くの国民・企業（電力ユーザー）が負担するといった電力買取制度に内在する不公平性

2 経 緯

年月日	内 容
H24. 8. 17	住宅用太陽光発電基金事業の実施を見送る際、「電力買取制度による不公平性の緩和」の課題解決方策について別途検討することとした。
10. 24	広島県再生可能エネルギー推進検討会中間とりまとめにおいて、県を主体とした地域還元型メガソーラー発電事業を検討すべきとの方向性を示した。

3 事業の概要

(1) 事業規模：メガソーラー 10MW 程度^{※2}（第 1 期：6.6MW 第 2 期：3MW 程度（予定））

※2 規模の考え方

- ・電力買取制度のプレミアム価格期間（H24～H26）において、県内に設置される見込みの再生可能エネルギー施設に起因し、上昇する県民の賦課金額に相当する収益を確保できる規模
- ・事業用太陽光発電の普及目標達成に向けた県の率先導入として、プレミアム価格期間（H24～H26）における県内導入量の約 2 割に相当

(2) 初期投資額：約 32 億円（第 1 期・第 2 期合計）（第 1 期分は約 22 億円）

(3) 地域還元目標額（20 年間）：約 13 億円（第 1 期・第 2 期合計）（第 1 期分は約 9 億円）

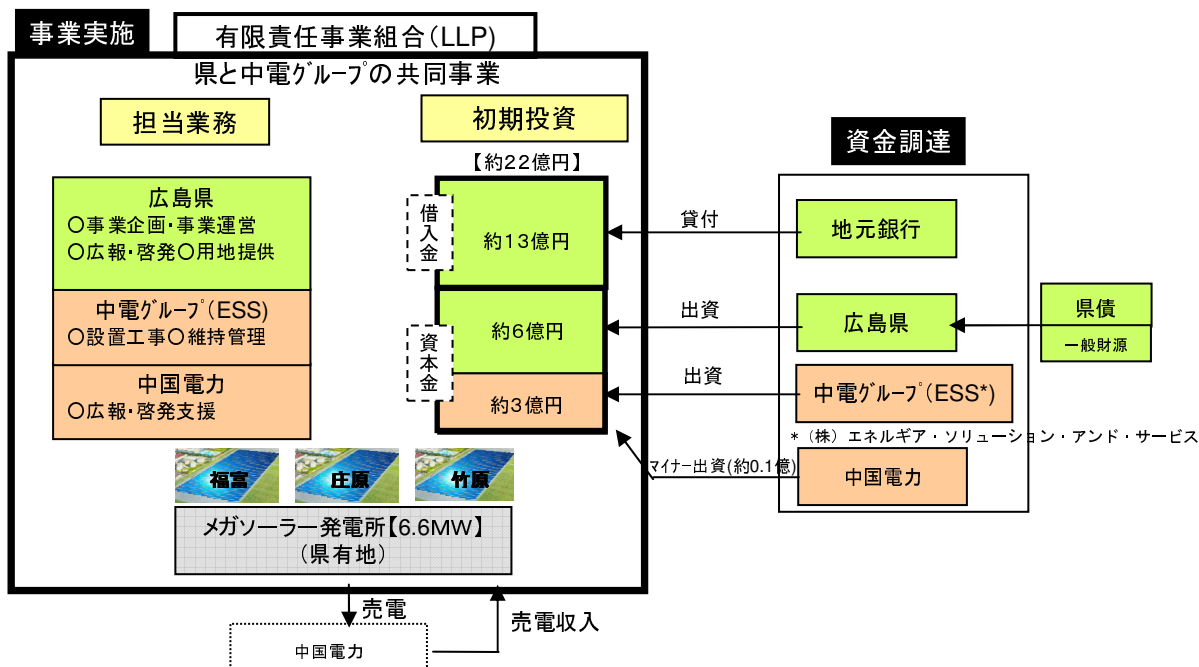
(4) 事業実施スキーム

地域還元の必要性を共有する県と中電グループが、両者の共同事業として、有限責任事業組合^{※3}（LLP）を設立し、未利用県有地等を活用して、メガソーラー発電所の設置・運営を行う。

※3 有限責任事業組合（LLP：Limited Liability Partnership）

- ・平成 17 年に、国が、複数事業者の共同事業を促進するために創設した、有限責任事業組合契約法に基づく組織形態
- ・①組合収益への非課税（組合員への配当後に課税）②簡便な設立等が特徴（全国で 4,000 を超える組合が設立）

事業実施スキーム【第 1 期】（金額は見込）



4 設置場所及び設置規模（案）

区分	設置場所	設置規模
第1期（H24 設備認定）	福富地区（東広島市福富町）	3.5 MW
	庄原地区（庄原市是松町）	2.3 MW
	竹原地区（竹原市高崎町）	0.8 MW
	小 計	6.6 MW
第2期（H25 設備認定）	市町所有地を含め別途整理	3 MW程度
合 計		10 MW程度

（※）設置規模等については、詳細検討により変更の可能性あり

5 収益の還元方法

省エネの取組を進めることにより、同時に電力料金（賦課金）の低減が図れる事業など、相乗効果や波及効果が見込める施策について、平成26年度からの実施に向け、今後具体化を進める。

（検討例）

- ・ 県民の省エネ家電導入支援
- ・ 省エネ活動の支援
- ・ 学校や公民館への再エネ・省エネ導入支援 など

6 今後のスケジュール

区分	11	12	1	2	3	H25	H26
H24計画事業 （第1期） メガソーラー6.6M		12月補正予算要求（事業体設立経費）	事業体（LLP）設立		設備認定 （事業体→経産局）	工事	売電開始
H25計画事業 （第2期） メガソーラー3M程度			候補地調整等			設備認定	工事

（※）第2期事業については、H25買取価格等を踏まえ、来年度に事業実施を判断する。